

葛城市多言語観光案内看板設置工事
プロポーザル仕様書

令和6年7月

葛城市 商工観光プロモーション課

葛城市多言語観光案内看板設置工事

プロポーザル仕様書

1. 事業名称

葛城市多言語観光案内看板設置工事

2. 事業場所

葛城市 太田 他 地内

3. 事業目的

葛城市においては、相撲館けはや座にインバウンドの団体旅行客が年間 2,700 名程度訪れており、道の駅かつらぎに推計で毎年 100 万人以上が訪れているなど、国内外から観光客の訪れる拠点を有している。

しかし現在、葛城市内には日本語以外の案内が不足しており、海外からの旅行客の受け入れ態勢が整っているとは言い難く、本市が単なる通過地点となる場合においては、市の名称や特徴が全く認知されない状況であると思われる。

そこで、本事業では葛城市の玄関口である主要道路沿いに多言語の大型案内看板を設置することにより、本市を訪れた方だけでなく、バス等で通過するだけの観光客に対しても、次の機会には本市を訪れていただけるよう PR し、長期的なビジョンで観光振興を図る。これを目的とし、より認知度が高く、魅力的なデザインで、耐久性や安全性等に対して配慮された看板が設置できるよう、公募型プロポーザルにて事業者を選定する。

4. 事業工期

契約日から令和 7 年 1 月 31 日(金)まで

5. 設置期間

- (1) 作業日及び作業手順については本市と協議し、了承のうえ実施すること。
- (2) 工事にあたっては適切に養生を行うこと。

6. 業務概要

- (1) プラン検討
 - ① 設置プランの作成(看板のデザイン、設置計画)
 - ② その他本工事を実施するうえで必要な関連業務

(2) 設置工事

- ① 看板等の設置工事の施工
- ② 工事に必要な許認可等の手続き(関係機関との協議及び申請の手続き)
- ③ その他本業務を実施するうえで必要な関連業務

7. 多言語観光案内看板の提案の概要

- (1) 多言語観光案内看板の設置は、本市を訪れた方だけでなく、バス等で本市を通過するだけの観光客に対しても、次の機会には本市を訪れていただけるよう PR し、長期的なビジョンで観光振興を図ることを目的とする。あわせて、本市に不足している多言語観光案内表示を充実させることで、海外からの旅行客の受け入れ体勢を整えることを目的とする。
- (2) 乗用車や観光バス等、車両内から見たときの見え方に配慮した計画とすること。
 - 加守北交差点：国道 165 号線からの視認性
 - 道の駅かつらぎ：主に東側(大和高田バイパス橿原方面)からの視認性
 - 南阪奈道路葛城 IC：南阪奈道路下り線(南行き路線)からの視認性
- (3) 看板設置場所(別添位置図を参照のこと)に応じて、適切な表示言語を選定すること。ただし、すべての看板に必ず日本語と英語を含め、必要に応じて 3 言語以上の案内を表示することとする。
- (4) 近隣の土地所有者に対する日照へ配慮すること。
- (5) 劣化の低減に配慮した耐久性のある材料の使用、日常点検や修繕の容易性、維持管理コストの低減の工夫といった、構造物の維持管理の方策について提案すること。
- (6) 関連する法令基準を満たす計画・製品とすること。
- (7) 受注者は工事終了後速やかに竣工書類を提出することとし、次のものを添付または記載すること。
 - ① 竣工図、写真等
 - ② その他、市が必要と認める書類

8. 各種申請等業務

工事に伴う各種申請の手続きについて、事業スケジュールに支障がないよう適切な時期に実施すること。(※設置予定箇所は奈良県が指定する金剛・葛城山麓景観保全地区に該当するため、所定の手続きを行うこと)

9. 工期

本事業の工期は実施要領に記載のとおりとする。なお、施工者が不可抗力又は施工者の責めに帰することのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を請求した場合は、延長期間を含め本市と施工者が協議して決定するものとする。

(1) 基本的な考え方

- ① 建設工事請負契約書に定められた各業務は、本市が実施することとしている業務を除き、施工者の責任において実施すること。
- ② 建設業務にあたり必要な関係諸官庁との協議において、施工者に起因する遅延については、施工者の責めとする。

(2) 業務遂行上の留意点

- ① 関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照して適切な設置工事計画を策定すること。
- ② 騒音、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞その他建設工事による近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を実施すること。
- ③ 設置工事に伴う影響（特に車両の交通障害、騒音、振動）を最小限に抑えるための工夫を行うこと。

10. 権利関係

- (1) 製作者は他者の所有権や著作権を侵害しないこと。
- (2) 製作者は工事により設置した構造物にかかる一切の著作権（著作権法第27条、28条に規定する権利を含む）を葛城市へ譲渡するとともに、葛城市及び第三者に対し、著作者人格権を行使しないこと。
- (3) 本業務の中で使用する技術等において、既に第三者が著作権、所有権等を有する場合、必要なすべての権利処理は受注者において行うこととし、その経費は契約金額に含むものとする。
- (4) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起についてはすべて受注者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (5) 著作権の取り扱いについて、本仕様書に記載のない事項については、受注者と発注者で協議のうえ、処理するものとする。

11. 看板の設置工事

(1) 設置工事着工前

- ① 各種申請業務
設置工事に伴う各種申請の手続きを事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要な場合には、各種許認可等の写しを本市に提出すること。
- ② 施工計画書等の提出
施工者は設置工事着工前に詳細工程表を含む施工計画書等を作成して本市に提出し、承諾を得ること。

(2) 設置工事期間中

- ① 設置工事

各種関連法令及び設置工事の安全等に関する指針等を遵守し、設置プラン及び施工計画に従って設置工事及び工事管理を実施すること。施工者は工事現場に工事記録を常に設置すること。設置工事の実施においては、本市に対し、以下の事項に留意すること。

- イ) 施工者は、工事管理者を通じて工事進捗状況を本市に定期的に報告するほか、本市からの要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
 - ロ) 施工者は、本市と協議のうえ、必要に応じて各種検査・試験及び中間検査を行うこと。なお、検査・試験項目及び日程については、事前に本市に連絡すること。
 - ハ) 本市は、施工者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、必要に応じて随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
- ニ) 工事中における当該関係者への安全対策については万全を期すこと。

② その他

原則として、工事中に第三者に及ぼした損害については施工者が責任を負うものとするが、本市が責任を負うべき合理的な理由がある場合には、この限りではない。

12. 業務上の留意事項

- (1) 本仕様書は、「葛城市多言語観光案内看板設置工事」プロポーザルに適用する。
- (2) 本業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として請負者の負担とする。
- (3) その他本業務の履行に際し疑義が生じた場合は、葛城市商工観光プロモーション課の職員と協議し、その指示に従わなければならない。
- (4) 本仕様書は公募型プロポーザル実施用のものであり、契約締結時は契約候補者との協議の内容をふまえ、修正することがある。